

青年法律家協会弁護士学者合同部会規約

(前文) 青年法律家協会規約に基づき、本規約を制定する。

第1章 総 則

第1条 本部会は、青年法律家協会弁護士学者合同部会という。

第2条 本部会は、青年法律家協会会員のうち、裁判官及び司法修習生を除く、弁護士・学者その他の会員によって構成する。

第3条 本部会は、本部を東京都におき、必要に応じ支部を設ける。

第2章 運 営

第1節 総 会

第4条 本部会は毎年1回定時総会を開き、必要に応じ臨時総会を開く。

第5条 総会は常任委員会が招集する。

② 会員150名以上の請求があったときは臨時総会を招集しなければならない。

第6条 総会は本部会の活動方針の決定ならびに予算決算の承認、規約の改正、常任委員の選任、会計監査委員の選任、その他の重要事項を決定する。

第7条 総会の議決は、出席会員の過半数を以ってする。但し、規約の改正は、出席会員の3分の2以上を以ってする。

第2節 委員ならびに委員会

第8条 本部会に各支部の会員を含む相当数の常任委員をおく。

② 常任委員は総会において選任し、その任期は1年とする。

第9条 常任委員を以って常任委員会を構成する。

② 定例常任委員会は毎年4回、臨時常任委員会は必要に応じて開く。

第10条 常任委員会は、常任委員の中から議長ならびに若干名の連絡委員を選任する。

② 議長、副議長、事務局長は当然に連絡委員を兼任するものとする。

第11条 議長は本部会を代表し、副議長は議長を補佐し、議長に事故ある時議長に代ってその職務を行う。事務局長は事務局を監督し、事務局次長はこれを補佐するとともに、事務局長に事故ある時事務局長に代ってその職務を行う。

第12条 常任委員会は会務の執行につき、必要に応じ、会員中より専門委員を選任し、専門委員会を設けることができる。

第13条 常任委員会は議長がこれを招集する。

② 会員50名以上の請求があったときは常任委員会を招集しなければならない。

第14条 常任委員会の議決は、出席委員の過半数を以ってする。

第3節 事 務 局

第15条 本部に事務局をおく。事務局は常任委員会の指揮を受けて資料の整備、会員及び他部会ならびに他団体との連絡、機関紙誌の発行、会計等の事務を処理する。

第3章 支 部

第16条 一定の地域の会員が3名以上の場合は常任委員会の承認を得て支部を設置することができる。

る。

第17条 支部は常任委員会の承認を得て、その規約を定めることができる。

② 支部は、青年法律家協会規約及び本部会規約に則り、組織、活動の方針及び支部会費を定めて活動を行う。

第18条 支部は1名以上の常任委員を推薦することができる。

第19条 支部は、支部会員の本部会費を徴収し、1人あたり年額金20,000円を半期毎に金10,000円ずつ本部に納付しなければならない。

第20条 支部は4半期毎に下記の事項について状況を本部に報告するものとする。

- 1、組織状況（入退会員の住所氏名、職業ならびに会員の住所変更等を含む）
- 2、財政状況
- 3、活動状況

第4章 財 政

第21条 本部会の経費は、所属会員の会費を基礎とし、賛助会費、寄附金その他を加えて支弁する。

第22条 本部会費は年額金20,000円とし、毎年6月、12月に金10,000円ずつ徴収する。但し、総会の決議により一部会員につき会費額、徴収方法につき特別の定めをすることができる。

② 支部は支部会費額及び徴収方法を定める。

第23条 会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第24条 会計の責任は常任委員会が負う。

第24条の2 会計監査委員による会計監査を行う。

② 会計監査委員は、会計監査の結果を総会に報告する。

第5章 附 則

第25条 本規約は昭和45年7月12日から施行する。

○規約の解釈運用に関する決議

第2条 「学者」とは研究者を意味し、大学院生も含む趣旨である。

同 条 「その他の会員」は、申出があれば部会をもたない職能の会員を会員とする趣旨である。

第9条 常任委員会は、全国各支部に関する事項についても必要に応じ討論する。また、各支部代表の常任委員会通知を発送する。

第16条 「一定の地域」とは一体として活動しうる地域的範囲をさし、必ずしも行政区画にとらわれない。

第21条 支部の賛助会員については、1名につき金500円を納入するものとする。

(以上、1970年第1回総会)

○一部会員の会費額等に関する決議

1、(略)

2、弁学合同部会規約第22条の会費は、大学院生に限り年額2,000円とする。

(以上、1979年第10回総会)

○弁学合同部会機関紙の購読料等に関する確認

弁学合同部会機関紙購読料は、弁学合同部会会費中に含むものであることを確認する。

(以上、1981年第12回総会)

○一部会員の会費額に関する決議

弁学合同部会規約第22条の会費は、学者(大学院生を除く)に限り、年額金5,000円とする。

(以上、1989年第20回総会)

○学者および大学院生の会費徴収方法等に関する決議

学者および大学院生の会費(年額金5,000円および金2,000円)の徴収は、支部が行うものとし、支部は、その一割を本部へ納付するものとする。

(以上、1990年第21回総会)

○『青年法律家協会』の英文呼称に関する確認

『青年法律家協会』の英文呼称を、Japan Young Lawyers Association(略称 JYLA)とする。

(以上、1992年第23回総会)

○弔慰金規定についての確認

会員およびその近親者の死亡についての献花・香典・電報等は執行部の判断で行う。その結果は、常任委員会に報告する。

(以上、1993年第24回総会)

○議長声明についての確認

各種の立法動向・事件・制度改革などにつき、緊急の課題であって、総会ないし常任委員会の議を経ることができない場合、議長声明を発することができる。この場合は、事前に各支部に連絡して、できるだけその意見を求めたうえで、正副議長および事務局長の会議において決定することとし、その直後の総会ないし常任委員会に報告したうえで、その承認をとることとする。

(以上、1997年第28回総会)

○「弁護士学者合同部会」の英文名称に関する確認

「弁護士学者合同部会」の英文名称をAttorneys and Academics Section(略称AAS)とする。

(以上、1999年第30回総会)

○財政に関する決議

規約22条1項但書に基づき、14期までの弁護士会員及び新規に弁護士登録後加入した弁護士会員については3年度、会費を年額金17,000円とする。

(以上、2008年第39回総会)

○財政に関する決議

1、75歳に到達した弁護士会員については、当該会員から支部(本部の直接請求の場合は本部)に対する申し出により、会費を減免することができる。

2、弁護士会員に就労できないやむを得ない事情がある場合で、当該会員から支部（本部の直接請求の場合は本部）に対する申し出がある場合、支部（本部の直接請求の場合は本部）の判断により、申し出のあった日から半年間または1年間の会費を減免できる。

(以上、2014年第45回総会)